

岐阜県立華陽フロンティア高等学校通信制課程校友会会則

第一章 総則

(名称)

第1条 本会は、「岐阜県立華陽フロンティア高等学校通信制課程校友会」と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局を岐阜県立華陽フロンティア高等学校通信制課程に置く。

(目的)

第3条 本会は、学校と家庭、更に社会との緊密な連携と協力によって、本校の教育の推進に寄与するとともに、生徒の安全・健康の保持及び福祉の増進と会員の研修・研鑽を図ること、部活動の健全なる発展を援助することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- 一 生徒の進路指導に関すること。
- 二 生徒の保健・厚生に関すること。
- 三 生徒の生活指導に関すること。
- 四 学校行事・特別活動等の推進のための援助協力に関すること。
- 五 会員の研修・研鑽及び研究活動の助成に関すること。
- 六 学校と家庭の緊密な連携に関すること。
- 七 生徒及び会員の慶弔に関すること。
- 八 生徒旅費の補助及び引率旅費に関すること
- 九 その他本会の目的を達成するために必要なこと。

(方針)

第5条 本会の活動方針は、次の各号に掲げる事項のとおりとする。

- 一 本会は、自主的に活動するものであり、営利を目的とせず、宗教活動、政治活動に全く関与しないことを旨とする。
- 二 本会は、学校運営管理、教職員人事には全く干渉しないことを旨とする。

第二章 会員

(会員)

第6条 本会の会員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 本校の未成年生徒の保護者
- 二 成人生徒
- 三 本校の通信制課程常勤の教職員
- 四 本会の趣旨に賛同するもの

第三章 役員

(構成)

第7条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 2名
- 三 庶務 2名 ただし、1名は教職員とする。
- 四 会計 2名 ただし、1名は教職員とする。
- 五 監査 2名
- 六 保護者会員のクラス代表

2 会長は、保護者会員のクラス代表から選出する。また、役員にはクラス代表の成人生徒を若干名選出する。なお、第一号～第五号までの保護者会員役員は、保護者会員のクラス代表を兼ねることができる。

3 本会に顧問若干名を置くことができる。なお、顧問のうち1名は校長とする。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次の各号に掲げる事項のとおりとする。

- 一 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 三 庶務は、会議の記録保管をし、庶務を司る。
- 四 会計は、本会の事務を司る。
- 五 監査は、本会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、役員として承認されたときから後任の選出が行われるまでの1か年とする。ただし、再選を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、会長がこれを補充し、その仕事は前任者又は現任者の在任期間とする。

第四章 機関

(機関)

第10条 本会に次の各号に掲げる機関を置く。

- 一 総会
- 二 役員会
- 三 教育推進会
- 四 指名委員会

(総会)

第11条 総会は、毎年1回年度当初に開き、次の各号に掲げる事項を審議決定する。

- 一 役員を選出・承認にすること。
- 二 事業計画及び報告にすること。
- 三 予算・決算・会計監査にすること。
- 四 会則の制定・改廃にすること。
- 五 その他本会の運営にすること。

(定数及び議決)

第12条 総会は、会員の3分の1以上(ただし、委任状を含む)の出席を以て成立し、総会の議事は出席者の多数決によって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

なお、会長は議長を務めるものとする。

(役員会)

第13条 役員会は、本会の執行機関であり、本会役員、校長、副校長、教頭及び事務長を以て組織し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 事業の推進にすること。
- 二 予算・決算案の作成にすること。
- 三 会則の解釈・実施・改正にすること。
- 四 その他会務の運営に必要なこと。

(役員会の総会代行権)

第14条 総会に付議すべき事項で緊急を要するときは、役員会でこれを代行することができる。ただし、次期総会において承認を得るものとする。

(教育推進会)

第15条 教育推進会は、各クラス成人生徒の代表をもって構成する。

(指名委員会)

第16条 指名委員会は、役員及び教職員若干名をもって構成し、役員候補者を選考指名する。

第五章 会計

(経費)

第 17 条 本会の経費は、会費・教育振興費及びその他の収入によって賄う。

(会費等の額)

第 18 条 会費及び教育振興費は、その額を総会で決定し、本校の未成年生徒の保護者会員及び成人生徒会員が納入する。

(会計年度)

第 19 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日までとする。

(代決委任)

第 20 条 本会の支出等の命令について、会長は校長に代決を委任する。

第六章 慶弔規程

(慶弔規定)

第 21 条 会員、生徒に慶弔事の生じたときは、別に定める慶弔規定によって行うものとする。

第七章 改正

(改正)

第 22 条 本会則の改正は、会長が総会に提案し、総会の議決を経るものとする。

別記

1 岐阜県立華陽フロンティア高等学校通信制課程校友会慶弔規定

第 6 条三号で規定する本校通信制課程常勤教職員会員は、この規程の対象外とする。

(1) 死亡に関する弔意(例:香典、玉串料等)

ア 会員又は生徒の父母(会員でない父母に限る)死亡の場合

10,000円(別に生花1対を贈ることができる)

イ 生徒(会員でない場合に限る)死亡の場合

10,000円(別に生花1対を贈ることができる)

ウ その他については、会長と校長が協議して決定する。

(2) 会員等死亡に伴う見舞い

会員、生徒又は生徒の父母その他の者の死亡に伴い、会長又は校長が見舞または参列するときは、見舞いの品を贈ることができる。この場合において、代理人(名代)が見舞うときは、会長又は校長とそれぞれ読み替えることができる。

(3) その他

その他関係者に対する祝儀、見舞い、記念品等が必要な場合は、役員会に諮って会長が決定する。ただし、これによりがたいときは、会長が先例等を参考にして決めることができる。(事後に、役員会に報告するものとする)

附 則

本会則は、平成14年6月30日より施行する。

この会則は、平成18年4月1日一部改正する。

この会則は、平成20年4月1日一部改正する。

この会則は、平成20年6月15日一部改正し、平成20年度から適用する。

この会則は、平成22年6月13日一部改正し、平成22年度から適用する。

この会則は、平成26年3月5日一部改正し、平成26年度から適用する。

この会則は、平成27年6月30日一部改正し、平成28年度から適用する。

この会則は、令和元年5月26日一部改正する。

この会則は、令和3年11月7日一部改正する。